

双柳南部土地区画整理事業の見直しに関連した 都市計画変更の原案の縦覧及び公聴会について

双柳南部土地区画整理事業の見直しに関連した都市計画の変更案を作成するにあたり、住民の皆様からご意見をいただくため、都市計画変更の原案の縦覧及び公聴会を行います。

【変更の対象となる都市計画】

- 飯能都市計画双柳南部土地区画整理事業の変更
- 飯能都市計画道路の変更
- 飯能都市計画地区計画の変更

【都市計画変更の原案の縦覧】

- 期間 平成30年7月3日（火）から7月17日（火）まで
※土、日、祝日を除く
- 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 場所 まちづくり推進課（飯能市役所本庁舎2階）
区画整理課（土地区画整理事務所）

【公述（公聴会で意見を述べること）の申し出】

- 対象者 飯能市に住所を有する個人及び法人（「飯能都市計画地区計画の変更原案」については利害関係人を含む）
- 提出方法 平成30年7月18日（水）から7月24日（火）までの土、日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間、まちづくり推進課又は区画整理課に置いてある公述申出書に必要事項等を記入の上、持参又は郵送（必着）

【公聴会】

- 日時 平成30年8月5日（日）午前10時から
- 場所 双柳地区行政センター 集会室
 - ※公述希望者が多い場合は、公述人を選定することがあります。
 - ※公述人一人あたりの公述時間は、おおむね10分以内となります。
 - ※公述の申し出がない場合は、公聴会は中止になります。
 - ※傍聴を希望する場合は、7月27日（金）以降にまちづくり推進課にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

- | | |
|----------|---|
| まちづくり推進課 | TEL：042-973-2268 FAX：042-974-6770
E-mail：toshi@city.hanno.lg.jp |
| 区画整理課 | TEL：042-973-8682 FAX：042-972-1242
E-mail：kukaku@city.hanno.lg.jp |